

のれんの非償却について、作成者・利用者の意見聴取

ASBJ:のれん非償却公聴会

去る9月3日、企業会計基準委員会が、第554回企業会計基準委員会(第2回)「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会を開催した。

「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関して、財務諸表の作成者および利用者から意見を聴取した。

財務諸表作成者

次の財務諸表作成者が説明を行った。

- ・山崎紘彰氏(株)ソラコム Chief of Staff / Head of Corporate Development)
- ・森雄志氏(株)Smarter 取締役(CFO)
- ・間下直晃氏(株)ブイキューブ 代表取締役社長 兼 グループCEO)
- ・笠井真氏(スギホールディングス(株) 執行役員 経営企画・財務担当)

説明者からは、「のれんの定

が問題(間下氏)などの説明があった。

委員から、選択制の是非について問われ、説明者は「一本化すべきであり選択制は不要(間下氏)」、「段階的に適用するならばあり得る(笠井氏)」と回答した。

委員からの計上区分の変更に関する質問に対し、説明者から「のれんの非償却への基準改正などに時間がかかるならば、それまでの対応としてはあり得る(間下氏)」との回答があった。

また、委員からIFRS並みの減損テストを受け入れられるか聞かれ、説明者は「毎期償却している金額に比べれば、減損テストのコストは誤差の範囲(間下氏)」と回答した。

財務諸表利用者

次の財務諸表利用者が説明を行った。

- ・井浦広樹氏(リそなアセットマネジメント(株) 株式運用部チーフ・ファンド・マネージャー)
- ・郷治友孝氏(一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 会長、(株)東京大学エッジキャピタルパートナーズ 代表取締役社長 CEO/マネージングパートナー)
- ・飯沼良介氏(一般社団法人日

額償却には、会計上の利益圧迫、成長戦略と会計の不整合、海外企業と比較した競争力低下、投資家とのコミュニケーション負担といった課題がある。IFRSと類似した毎期の減損テストを実施する形式を可能としてほしい。また、短期案として、のれん償却費を販管費ではなく、営業外費用など、営業利益に影響しない科目へ変更することが考えられる(山崎氏)、「のれんの定期償却が機械的な費用配分にとどまり、統合の成果やM&Aの成否が財務諸表から読み取りにくく、経営責任を曖昧にする傾向がある。非償却・減損テストのほうが、経営者に関するアカウンタビリティを高め、資本コストを意識した規律ある経営につながる(森氏)」、「のれんの償却は、毎年一定ではなく、さまざまな要因によって上下するもの(笠井氏)」、「資本市場において、のれんの償却があるために、作成した財務諸表を正しくみてもらえていないの

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
10月10日(金)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和7年9月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
10月31日(金)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和7年8月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和7年7月期) 2カ月延長法人(令和7年6月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(8月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・2月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(8月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2月、5月、11月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

本プライベート・エフィティ協会 会長

り、IFRS適用企業に比してM&A後の収益性が悪くみえる(井浦氏)などの説明がされた。

説明者からは「のれんの定期償却は日本のM&Aマーケットが成長しない阻害要因の1つ。日本基準ののれんの定期償却を廃止し、IFRSののれんの考え方に移行していくべき。移行に際してはある一定の移行期間を設けることや減損処理の透明性を高めるべくルールの明確化を提言する(飯沼氏)」、「スタートアップがスタートアップを買収する場合でも必ずのれんを償却しなければならない現行の会計制度を見直すことを提言する(郷治氏)」、「のれんの償却によ

委員から、選択制の是非について問われ、説明者から「反対だが、移行期間は選択制もあり(飯沼氏)」、「選択制もあリだが、開示の義務づけは必要(郷治氏)」との回答があった。

また、委員からの計上区分の変更に関する質問に対し、説明者は「反対。マーケットはEPSに反応しており、いい解決策でない(飯沼氏)」と回答した。

9月18日開催予定の第3回では、監査人と学識経験者から意見聴取を行う予定。

会計

金融資産の減損に関する基準改正の適用時期、検討

ASBJ

去る9月3日、企業会計基準委員会が、第555回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。金融資産の減損

金融資産の減損に関する会計基準の開発に関して、第244回金融商品専門委員会(2025年9月20日号(No.1754)情報ダイジェスト参照)に引き続

き、次の論点に関して検討が行われた。

(1) 適用時期の検討

今回の金融商品会計基準等の改正における適用時期を定めるあたり、考慮すべき事項について検討が行われた。

事務局から、財務諸表作成者における準備期間、国際的な会計基準の適用時期からの乖離、

会計・監査・開示
来し方行く末

上場企業に対する規制等CGコード(3)

4-1

公認会計士 市川 育義

CGコードで前回説明した「① 資本コスト等を意識した経営」に続いて注目される項目は、適切な情報開示と透明性の確保を求める「基本原則3」である。

② 開示内容の充実

基本原則3では、会社の財政状態・経営成績等の財務情報および経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報の充実、任意開示への取組み、そして最後にわかりやすさといったポイントが示されている。

- ・ハイライト情報
 - ・自己資本利益率(ROE)
 - ・株価収益率(PER)
 - ・株主総利回り(TSR)
- なお、近年注目されているPBR(株価純資産倍率)の開示が見当たらないと思われるかもしれませんが、PBRはROEXPERであるため、実質開示されているといえる。

【事業の概況】

- ・経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているかの説明
- ・サステナビリティに関する考え方及び取組
- ・「コーポレート・ガバナンスの状況等」
- ・取締役会等の活動状況(各種委員会活動等を含む)
- ・役員報酬の決定方針と実績(経営戦略との関係性)
- ・政策保有株式の保有状況(定量的な保有効果等)

以上のように、特に非財務情報を中心に開示内容の充実が図られた結果、近年、多くの会社

で有価証券報告書のページ数が100ページを優に超えるなど、開示量の著しい増加が見受けられる。

しかしながら、わかりやすさという点では、有価証券報告書は法定開示書類との位置づけから、自由演技をするにはハードルが高く、また、任意開示書類である統合報告書やESGレポートなどの関係整理の必要性も年々高まっており、関連部署の統合にも影響するなど、解決すべき課題も多い。

こうしたなか、有価証券報告書の重要性を再認識し、統合報告書等の任意開示書類は廃止してその内容を有価証券報告書に集約する事例や、任意開示書類はあくまでも有価証券報告書を補足する位置づけとして、機関投資家向けに詳細なESG関連データ等を別途開示したり、一般投資家向けにダイジェスト版として開示したりするなど、実務上さまざまな対応が検討されている。

ただ、現在、こうした開示書類の関係整理の動きに対して、2つの大きな難題が待ち構えている。次回はこちらを取り上げる。

関連諸制度との関係についての分析が示された。

なお、今回の改正は金融機関に対する影響が大きいため、金融当局の金融機関に対する監督の観点から、前回の専門委員会での金融庁監督局の担当者による説明があり、「3年以上の期間が置かれる必要性が極めて高い」との見解が聞かれた旨が報告された。

また、事務局から早期適用を認める方向性が示された。

委員からは、「準備期間を3年以上取ること賛成」などの意見が聞かれた。次回以降、事務局から具体的な期間を提案され、検討が行われる予定。

(2) 文案等の検討

予想信用損失適用指針、金融商品会計基準、金融商品実務指針等のほか、時価開示適用指針について「破産更生債権等」に関する記載を削除するなどの他基準修正、コメント募集文書の内容が示され、審議が行われた。

バーチャルPPA

第171回実務対応専門委員会(2025年9月20日号(No.1754)情報ダイジェスト参照)に引き続き、バーチャルPPAに関する実務対応報告公開草案70号「非化石価値の特定の

購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い(案)」に寄せられたコメントへの対応が審議された。

今回は、特定卸供給事業者(アグリゲーター)等が関わる取引についての検討が行われた。

公開草案では、その適用範囲を「発電事業者と需要家の相対の契約」としており、アグリゲーターが関わる取引については特段言及していない。そのため、「発電事業者」に該当しないアグリゲーターとの相対契約等の場合に適用対象となるか、アグリゲーターを介した取引や小売電気事業者を含めた三者契約も範囲に含まれるか、といったコメントが寄せられていた。

これを受けて、事務局から、次の提案が示された。

(1) パターン1
発電事業者と需要家の間でバーチャルPPAが締結される

とともに、発電事業者とアグリゲーターの間で電力の売買契約が締結される場合

↓特段の対応は行わない。
(2) パターン2

発電事業者とアグリゲーターの間で電力の売買契約が締結され、アグリゲーターと需要家の間でバーチャルPPAが締結さ

れる場合

↓需要家に生じる権利および義務が本公開草案の適用範囲とした契約から生じるものと同一視できると考えられる一定の要件を定め、当該要件を満たす契約を本実務対応報告の適用範囲に含める。

また、当該契約に本実務対応報告を適用するにあたって、「国による電力量の認定時点」の定義(本公開草案3項(4))と対価の差金決済を行う場合の取扱い(本公開草案6項)における「発電事業者」を「特定卸供給事業者」と読み替える。

委員からは、特段の異論は聞かれなかった。

期中会計基準案のコメント対応
第553回親委員会(2025年9月10日号(No.1753)情報ダイジェスト参照)に引き続き、企業会計基準公開草案83号「期中財務諸表に関する会計基準(案)」等に寄せられたコメントへの対応案の検討が行われた。

前回聞かれた意見をもとに、固定資産の減損と切放し法との関係を追記するなどの修正を行ったコメント対応案が示され、特段の異論は聞かれなかった。

次回文案を検討する予定。

経理用語の豆知識

訂正報告書に含まれる財務諸表等の監査

訂正後の財務諸表に対する監査を実施する際、内部調査委員会または第三者委員会の調査結果を利用することがある。調査結果を利用する場合、監査人が調査報告書のみをもって十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断することは適切ではなく、調査結果の利用の程度に応じて、監査人自らが当該委員会の入手した証拠の閲覧、当該委員会の調査に対する再実施等を実施しなければならない。

内部調査委員会の調査が利用できるかを判断するにあたり、内部調査委員会の客観性、専門的能力、専門職としての正当な注意を払い調査を実施しているかどうか、監査人と有効なコミュニケーションを行うことができるかどうか、内部調査委員会による調査の元となる根拠資料等を監査人が入手できるかどうかを評価し、監査調査書に記載することが求められる。また、内部調査委員会の調査結果が適切かどうかを判断するため、評価することが求められている。

法人税、住民税及び事業税等

当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等については、①企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引のうち、損益に反映されないものに対して課される当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等、および②資産または負債の評価替えにより生じた評価差額等に対して課される当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等を除き、法令に従い算定した額を損益に計上する。

上記①の当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等については、純資産の部の株主資本の区分に計上する。具体的には、当該法人税、住民税及び事業税等を株主資本の対応する内訳項目から削除する。

上記②については、個別財務諸表上、純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上し、連結財務諸表上、その他の包括利益で認識したうえで純資産の部その他の包括利益累計額の区分に計上する。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年9月5日	スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会報告書(2025年9月報告)	日本証券業協会	政府の「スタートアップ育成5か年計画」や「規制改革実施計画」等において、わが国のスタートアップ等の企業について、非上場株式の発行市場および流通市場を活性化させることを通じて、円滑な資金調達を確保する必要があるとして、金融庁と日本証券業協会が設置した懇談会にて行われた、市場関係者のニーズ等に基づく非上場株式の取引制度の課題等に関する議論を取りまとめたもの。スタートアップ企業等への資金供給等のあり方や、KGI・参考指標、大規模投資家等に関する論点について提言を行っている。 https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/chousa/startup/file/startup_houkokusho_0905.pdf

政界発言の波紋で問われる日銀の裁量余地

自民党の河野太郎氏が、日銀は利上げを検討すべきだとの見解を示した。9月9日のブルームバーグのインタビューで同趣旨を発言している。従来、政府・与党関係者が日銀の金融政策に直接言及する例は少なく、一連の発言は市場に波紋を広げた。実際、報道直後にドル・円相場は一時147円台半ばから146円台前半へと円高に振れた。債券市場では長期金利の上昇警戒が強まり、株式市場でも銀行株が買われる一方、輸出関連株は円高懸念で上値が重くなるなど、反応は複雑であった。

背景には物価の高止まりがある。総務省が公表した7月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比3%台の上昇を続け、エネルギーに加え食料品やサービス分野にも波及がみられる。ただし、賃金の回復は限定的かつ短期間にとどまり、実質所得はなお弱い。消費支出も持ち直しつつあるが力強さを欠いており、需要が弱いにもかかわらず物価上昇が続いている。このため「一時的」とされてきた上昇

が定着する懸念が増している。こうしたなかで、政界から金融政策修正論が表面化した格好だが、河野氏の見解はあくまで一議員としてのもので、ただちに政策変更を意味するわけではない。しかし、市場が過敏に反応した背景にはいくつもの事情がある。日銀が国債を大量に保有しているため流動性が低下し、小さな発言でも金利が大きく動きやすい。さらに短期金利の引上げは付利収入を通じて銀行収益を押し上げる効果があるため、金融株が買われやすい。加えて米国では利下げ観測が浮上しており、日銀が動かなくても日米金利差の縮小を通じて円高が進む可能性がある。

これら複数の要因が重なり、発言の影響力を必要以上に増幅させた面も否定できない。つまり、日銀の裁量余地はみかけより狭く、政策判断は難しさを増している。

物価上昇下での緩和姿勢の維持が問われるなか、河野氏の発言はその議論が政界に波及したことを反映している。

9月に入っても、世界の株価はゆるやかな上昇基調を維持している。世界経済の成長鈍化はすでに始まっており、これからさらにその傾向が強まること予想されるなかで、株価の好調は意外だと受け止める見方が多いように思われる。

しかし、米株価は関税引上げによる物価上昇、経済活動の鈍化による雇用情勢の悪化が伝えられても揺るがない。米連邦準備制度理事会(FRB)の利下げがより確実になるだけだと信じているのである。パウエルFRB議長が行った8月のジャクソンホール演説は、9月の米連邦公開市場委員会(FOMC)で利下げすることを市場に告げるものであった。

米市場は、利下げ後も実体経済が好転しないようであれば、次の利下げ期待を強めるだけだろう。利下げを望むトランプ大統領は、FRB理事の利下げ積極派の登用を行っている。

米株式市場は経済実態が多少悪化しても、金融政策によって株価を維持できるように思われる。米株価が過大評価されているという捉え方が強まってくる

こと、あるいは現在の米株価を支えているITテック株の勢いが止まり崩落することがあれば、米株価は屈折する可能性があるといえよう。

米株価が堅調であれば、他の市場も基本的に米市場に追随して堅調を維持することは可能であろう。もちろん、関税引上げの影響は、地域、国によって異なるため、株価への影響も異なってくる。関税率15%の日本は、相互関税による損失は巨大なものにはならないとの感触が広がってきた。対米輸出の中心、自動車産業ではその心配が強まってきたように思われる。

となると、これから日本株価は米株価に追随していける可能性はあるといえそうだ。懸念されるのは、日米の中央銀行の政策スタンスが、米FRBは利下げ、日本銀行は利上げと真逆になっていることだ。両国の実体経済、金融経済の推移からすると、日銀は政策スタンスを変えざるを得ないのかもしれない。

金融

証券

日本株価は米株価に追随できるか